

## 第1回水資源の保全に係る制度創設専門委員会（H24.7.23）における主な意見等

項目	意見等	対応(案)
新たな制度の創設全般	<p>○地下水の観測は、保全対策の基本になるため、継続して実施していくことが重要である。</p> <p>○本当に水が足りなくなって困っているなどの状況であれば、何としてでも保全しなければならないが、有効に使える水があれば、地域経済のためにむしろ有効に活用してもよいのではないか。</p> <p>○今回の資料では、地下水が長期的には不足するというのが明確に見えない状況で、あまり過度に騒ぎすぎるのはいかがなものか。</p> <p>○事が起こってからでは、非常に難しい対応になるので、予防的な措置も必要になってくる。</p> <p>○制度創設について、地方公共団体の基礎的自治体としては賛成をしたい。</p>	<p>○ご意見を踏まえて、「条例のたたき台」を資料5にまとめました。</p>
土地取引等の事前届出制	<p>○創設すべき新制度は、規制というよりは、より効果的な情報収集というものではないか。</p> <p>○県として水源対策を有効に展開していくための適正な情報を収集するため、届出の実態を把握する必要がある。</p> <p>○事前届出制の導入について、短期間で周知徹底が図れるかなど実効性の確保が問題である。</p> <p>○抽象的な危険でもあれば、あくまで予防的にやるべきことはやっておくという観点から言えば、制度創設については、むしろ望ましいと思う。</p> <p>○新たな購入者が不適合であるという識別をするためには、事前届出制度は非常によい。</p> <p>○「届出をする対象地域をどうするか」、「実効性をどう担保するか」課題はあるが、届出制は一つの抑止効果にはなる。</p> <p>○罰則規定をうまく活用しつつ、精神規定もしっかり掲げて自分たちの水は自分たちで守るという意識を上げることが非常に重要である。</p> <p>○届出以外にも監視の目も重要である。</p>	<p>○ご意見を踏まえて、「条例のたたき台」を資料5にまとめました。</p>

項目	意見等	対応(案)
地下水の取水規制	<p>○長いスパンではあるが、水位は低下している。今のうちから、県単位で取水のルールを作るべきである。</p> <p>○取水のルール作りの根拠となる基礎資料をどう収集するか検討するとともに、地下水の管理体制を市町村と県でどう仕分けをしていくか整理する必要がある。</p> <p>○県で全体の理念を共有してもらうことが先決ではないか。また、細かいところについては、各地域で検討を進めているということなので、地域の実情に沿って検討していただければよい。</p> <p>○一自治体だけでは条例の制定が難しいこともあるので、県が助言をして進めてほしい。</p> <p>○大きな市などでも取水規制をしていない状況であるが、規制方法をもたない市町村については、最低限の防御はしているのではないか。</p> <p>○モニタリングを継続し、問題があれば、適切に対処していくという柔軟な対応でもよいのではないか。</p> <p>○ある程度の広域単位で、人的交流も含めて、地下水の管理方法について、共有する仕組みはあった方がよい。</p> <p>○取水規制については、第一次的には市町村がやる方がよい。県は、水資源保全に係る普及啓発活動の一環として後押しをして、てこ入れをしてほしい。</p> <p>○県がリーダーシップをとって、条例化していないところは条例化を進めてほしい。</p> <p>○規制をしていない市町村については、何もしないで放っておくという選択肢はあり得ないと思う。</p> <p>○地下水益は市町村で閉じていないため、長野県の地下水を保全するのであれば、県が一括して規制する考え方もある。他方で、地下水というものは、地方の宝であり、それぞれの市町村が責任をもって守った方がよいという考え方もある。</p>	<p>○ご意見を踏まえて、「地下水の取水規制に係る県の考え方」を資料4に整理しました。</p>

項目	意見等	対応(案)
地下水の涵養対策など	○地下水の涵養対策も非常に重要なことであり、普及啓発だけでなく、どうやって実行に移せばよいか全国的な事例を踏まえ、制度設計を考えていくべき。	○第5次長野県水環境保全総合計画の策定の際、検討したい。

項目	質問	回答
国土利用計画法関係	<p>○国土利用計画の届出状況にいついて、届出忘れ、制度の不案内等も考えられるが、捕捉率をどのくらいと捉えているか。</p> <p>○追跡調査等で、サンプリングで実際に届出がなされたかどうか市町村として調査された事例はあるか。</p> <p>○国土利用計画法に基づく土地取引の届出について、平成10年9月1日から事前届出制から原則として事後届出制となったが、届出状況に変化はあったか。</p>	<p>○把握漏れの状況は、正確には分かりません。ただし、無届を知り得た場合は、個別具体的に指導しています。</p> <p>○調査された事例は、分かりません。</p> <p>○平成10年9月1日から事後届出制となりましたが、同時に、小規模の面積でも事前届出制となっていました「監視区域」の指定が解除されたため、届出状況の変化は正確には分かりません。</p> <p>なお、長引く景気の低迷や大型プロジェクト関連の用地取得が一段落したことから、平成元年以降土地取引の件数は減少しています。</p>